

第4回智頭町議会定例会会議録

令和5年12月13日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第117号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第9号）
- 第 4. 議案第118号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5. 議案第119号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第120号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第121号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第122号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第 9. 議案第123号 智頭町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 第10. 議案第124号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 第11. 議案第125号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12. 議案第126号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第10号）
- 第13. 議案第127号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第14. 陳情について
- 第15. 発議第 8号 智頭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 第16. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第117号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第9号）

- 第 4. 議案第 1 1 8 号 令和 5 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 第 5. 議案第 1 1 9 号 令和 5 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第
4 号)
- 第 6. 議案第 1 2 0 号 令和 5 年度智頭町公共下水道事業会計補正予算 (第 3
号)
- 第 7. 議案第 1 2 1 号 令和 5 年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算 (第
3 号)
- 第 8. 議案第 1 2 2 号 令和 5 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 9. 議案第 1 2 3 号 智頭町長期継続契約を締結することができる契約を定
める条例の制定について
- 第 1 0. 議案第 1 2 4 号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 第 1 1. 議案第 1 2 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 2. 議案第 1 2 6 号 令和 5 年度智頭町一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 第 1 3. 議案第 1 2 7 号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 1 4. 陳情について
- 第 1 5. 発議第 8 号 智頭町議会議員の定数を定める条例の一部改正につい
て
- 第 1 6. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員 (1 0 名)

1 番 仲 井 莖	2 番 西 尾 寿 樹
3 番 岡 田 光 弘	5 番 宮 本 行 雄
6 番 田 中 賢	7 番 谷 口 翔 馬
8 番 波 多 恵理子	1 0 番 大 河 原 昭 洋
1 1 番 安 道 泰 治	1 2 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員 (1 名)

4 番 藤 田 浩 祐

1. 会議に出席した説明員 (1 5 名)

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長 兼 水 道 課 長		西 川 公 一 郎
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	山 本 洋 敬
会 計 課	長	前 田 美 由 紀
総 務 課 参 事		川 本 均
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	古 田 光 一

開 会 午 前 10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、仲井茎議員、2番、西尾寿樹議員を指名します。

日程第2．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員会調査の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

12月7日の本会議において、発言取消しの申出が提出されました。

お手元に配付の内容のとおり、これを認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

よって、配付の内容について、取消しすることに決定しました。

日程第3．議案第117号から日程第11．議案第125号まで 9案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第117号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第9号）から、日程第11、議案第125号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの9議案を一括して議題とします。

日程第3、議案第117号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第118号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案の通り可決されました。

日程第5、議案第119号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算
（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第120号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算
（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第121号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算
（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第122号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算(第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第123号 智頭町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第124号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第125号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第12. 議案第126号から日程第13. 議案第127号まで 2案
一括上程

○議長(谷口雅人) 日程第12、議案第126号 令和5年度智頭町一般会計補正予算(第10号)から、日程第13、議案第127号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についてまでの2議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長(金兒英夫) このたび追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第126号 令和5年度智頭町一般会計補正予算(第10号)については、民生費の社会福祉総務費で非課税世帯給付金の給付に要する経費を計上しています。

また、農林水産業費の林業振興費、地域通貨による地域経済活性化促進事業では、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響により疲弊した地域経済の活性化のため、地域通貨杉小判を1人5枚、5,000円分を全町民に配布する経費を計上しています。

以上、今回の補正予算額は9,838万2,000円の増額であり、補正後の予算総額は、73億2,437万1,000円となります。

次に、条例案件について説明します。

議案第127号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正については、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令が公布され、産前産後に係る被保険者の所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたことに伴い、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。詳細については、所管課長をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いします。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第12、議案第126号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第10号）の補足説明を求めます

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第126号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第10号）歳入歳出の総額に9,838万2,000円を増額し、それぞれ73億2,437万1,000円とするものであります。

まず、歳出についてですが、別に配付をしております令和5年度12月補正予算概要（追加）と補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

民生費の社会福祉総務費では、住民税非課税世帯に給付金7万円を支給するた

め、職員時間外勤務手当システム改修委託料、非課税世帯給付金などに要する経費をそれぞれ計上しています。

農林水産業費の林業振興費、地域通貨による地域経済活性化促進事業では、原油価格や食料品などの高騰により疲弊した地域経済の活性化のため、地域通貨杉小判を1人5枚、5,000円分を全町民に配布する経費を計上しています。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり、地方交付税、国庫支出金をもって措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 7ページの歳出の林業振興費の中の委託料ですけども、これの211万8,000円というのが計上されておりますけど、印刷費であったり、改修における手数料等が含まれていると思うんですけど、内訳を教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本進） 211万8,000円の内訳であります。まず、杉小判の印刷経費、これを35万円見込んでおります。それから換金等の手数料、これを157万5,000円と見込んでおります。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本進） 先ほど申し上げた金額に消費税が加わったものが211万8,000円になります。

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第127号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、議案説明資料概要の1ページ並びに議案につきましても、1ページからでございます。

議案第127号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について、先ほど町長から提案理由がございましたが、重複することの説明となりますことをあらかじめご了承ください。

この改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律施行に伴う関係政令が公布され、産前産後に係る被保険者の所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、出産予定日の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間を減額するもので、多胎妊娠、2人以上の妊娠の方の場合は、国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間を減額するものです。

なお、施行期日は、令和6年1月1日でございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで補足説明及び質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時48分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議案第126号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第10号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第127号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第14、陳情についてを議題とします。

12月6日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について審査が終了した旨報告がありました。

民生常任委員長の審査結果の報告を求めます。

5番、宮本行雄議員。

○5番(宮本行雄) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月6日の本会議において付託を受けた陳情について、12月11日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第6号 智頭町森林組合管理道に関する要望書は、趣旨採択、陳情第7号 富沢地内「橋」の欄干設置を求める陳情書は、趣旨採択と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第6号は趣旨採択、陳情第7号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第15. 発議第8号

○議長(谷口雅人) 日程第15号 発議第8号 智頭町議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、安道泰治議員。

○11番(安道泰治) 発議第8号 智頭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について。

提案理由。

智頭町議会では、令和3年度から町内各地区や各集落で開催してきた議会報告会において、町民から出された議員定数の見直しに関する意見も参考に、アンケートの実施や住民説明会を開催しました。その中での意見も参考とし、人口の推移も踏まえて、今後の議員定数の在り方を慎重に協議、検討を進めてきました。

その結果、令和7年7月に任期を迎える次期選挙から、議員定数12人を10人とするとの結論に至りましたので、改正するよう本議会に上程します。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許します。

1番、仲井莖議員。

○1番(仲井莖) 定数は維持すべきであるとの立場から、発議第8号に対して反対の討論を行います。

議員定数の考え方として、一度削減すれば増加は不可能に近いことを踏まえ、定数議論は慎重に、より正確に言えば、新たな議会を創出するための定数議論をすべきであるとあります。削減をするのであれば、常任委員会の在り方や町民の民意を反映するために議会への住民参加の充実による補完を想定するなどの議論をすべきであるが、現時点でそのような議論は熟考されておらず、また、記名式のアンケートや説明会の中で、現状維持の意見が複数あったにもかかわらず、そういった意見を加味することなく出されたこのたびの議員定数を12人から10人に削減する発議は、時期尚早であり、より議論を深めてから結論を出すべきであると考え、この提案に反対するものです。

以上で、私の討論を終わります。

○議長(谷口雅人) 次に、原案に賛成者の討論を許します。

7番、谷口翔馬議員。

○7番(谷口翔馬) 発議第8号 智頭町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場で発言をいたします。

提案理由でもあったように、町内各地区や各集落で開催してきた議会報告会において、町民の多くの方から議員定数の見直しに関して意見が出され、時間をかけて議会内で協議を行ってまいりました。そして、約1年間の間、智頭町議会は実質10人で運営しております。この状況下の一人の議員として、私は、これからも議員定数10人で議会運営やっていると、この1年間の議会活動を踏まえて確信しております。当然のことながら、町民の声、議員力、議会力は、引き続き追い求めていかなければならないと感じておりますし、当然のことながら、責任、覚悟を持って決断しております。

以上の理由で、発議第 8 号について賛成いたします。

○議長（谷口雅人） ほかに討論はありませんか。

8 番、波多恵理子議員。

○8 番（波多恵理子） 私は、発議第 8 号に反対の立場で討論を行います。

議員定数は、議会の根幹に触れる最も重要な事項であることから、その変更は、議会民主主義と民意反映の上から特に慎重を期すべきものであると議員必携に記されています。

今まで行ってきた議会報告会で、議員定数を減らしてもよいのではないかという町民の方からの声を受け、令和 5 年 5 月の議会報告会で決定時期を定め、周知の期間が短いまま、急遽、町民アンケートを実施し、11 月に定数に関する議会説明会を行いました。町民の方からは、報酬を上げやすくするための定数削減にしか思えんなどという声もいただきました。結果的に、町民の方に議会に対する不信感を与えてしまったように思います。説明会やアンケート結果から、やはり定数に関しては特別委員会を設置し、より慎重な調査、研究を行うべきであったと痛感しました。

議員定数を削減するデメリットとして、町民の少数意見が反映されにくくなる、多様性が減る、新人は立候補しにくくなるなどが挙げられます。定数を 12 人から 10 人に減らすことは、報酬を増額した理由である、なり手不足解消の一助に対して逆行していると考えます。実際に私も 10 人でできているのだから減らしたらよいという言葉が町民の方から直接お聞きしました。しかしながら、定数に関する議会説明会前に行ったアンケートにおける主な意見に、現職の議員の活動が全く分からない、活動していない議員が多い、議員の質を上げてほしい、二元代表制の一方として、本来のミッションである政策の良否を競い、チェック機能を果たしてもらいたいなどとあり、議会改革の一環として行ってきた 87 集落で議会報告会やミニデイなどに参加しての意見交換会もまだまだ足りていないのだと感じています。

定数削減の前にもっとすべきことがあると考えます。定数を減らさず 4 年間広報公聴に力を入れ、3 度の無投票を回避された議会もあります。少子高齢化、加速する人口減少の中で多くの方が不安を抱えておられます。町にとっての主要なテーマは、まず町民の方の声を聞き、議論していくことから始めなければ、これからは町民の方の理解はますます得られなくなっていくと思います。より多くの町民の

方の意見を拾うために、そして、様々な立場で議論を行うために、議会力、議員力を高め、本当に町民の方に魅力を感じていただける議会になるよう努力していくことが一番ではないかと考えます。

現在、12人の定数で実際は10人で議会活動を行っています。定数を10人とした場合、その人数を保証することはできません。住民の皆さんにとって、不利益を被るおそれも出てきます。

このような観点から、議員定数は12人の現状維持でよいと考え、発議第8号に反対します。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（谷口雅人） ほかに討論はありませんか。

10番、大河原昭洋議員。

○10番（大河原昭洋） 私は、発議第8号に対して、賛成の立場で討論を行います。

ここ数年間、町民の皆さんに議会の活動を知っていただきたい、伝えたいという思いから、町内各集落や各地区に出向き、議会報告会を開催してきました。その中で、議員定数を検討すべき、見直した方がいいと多くの町民の方から言われました。なぜそのような意見が出てきたのか、現在、実質10名の議員で活動してるじゃないかと言われたこと、それから、議員としての資質を言われたこと、それを聞いて本当に残念でした。

そのような経緯の中で、12月を目途に議会で結論を導き出すとして、春から毎月全員協議会を開催して議論を重ねてきました。先ほどの反対討論で述べられたこと、議員が減れば議論の偏りが懸念される、町民の意見も届きにくくなる、女性や若年層、もとより新人が立候補しづらくなるということ、これは多くの専門家と呼ばれる方々の書籍に書かれています。

冒頭申し上げたように、果たして智頭町の実情に照らし合わせると、全く同じと言えるのか疑問であります。今まさに議場で行われている討論、その目的は、その理由を述べることによって、ほかの議員にも賛同するよう促すことですが、そもそも議員発議とは、これまで何度も言ってきたように、執行部が提案する議案と違い、議会内で十分話し合いが行われたという前提の下で提出されるものであります。自己の意見の賛同者を増やそうと思えば、幾らでも時間はあったはずで、そのような行動も見えないまま、議員発議の反対討論をなぜされるん

でしょうか。定数が削減されれば、一人一人の負担は確実に増え、議会活動はさらに多忙になりますが、今後の人口動態や社会情勢、智頭町の現状などを総合的に鑑み、苦渋の判断として、2名削減し10名にする。残念ながら、これは致し方ないことと考えます。

しかし、単に定数を削減して無責任によしとするのではなく、議会力を落とさない方策を考えなければなりません。事務局体制の充実や常任委員会の構成など、今後の智頭町議会の在り方をしっかり検討することを申し上げ、私からの討論を終わります。

○議長（谷口雅人） ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 7名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 閉会中の継続調査の申し出

○議長（谷口雅人） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前 11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和5年12月13日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 仲 井 莖

智頭町議会議員 西 尾 寿 樹